

# 北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)  
6月15日(水曜日)

第6280号

## 目次

告示	
○教育職員免許状の失効について	1
<b>通達・通知</b>	
○「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について	1
○「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について	3
○「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について	3
○「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について	3
○「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について	4

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第29号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年6月15日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	徳光皓太	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平30小2第50号	平成31年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (理科)	平30中1第205号		
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平30中1第206号		
失効年月日	令和4年5月25日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第32条第8号ア)該当		

## 通 達 ・ 通 知

教 学 向 第 2 4 2 号  
令和4年(2022年)6月15日

各道立高等学校長様

北海道教育委員会教育長

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通達)

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号北海道教育委員会教育長通達)について、次のとおり改正するので、北海道有朋高等学校の入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

記

1 改正の趣旨

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日に施行されたこと、及び北海道教育庁組織規則が令和4年3月31日に改正されたことを踏まえ、標記通達のうち別記4「令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」に係る文言を整理。

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)  
(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

別添

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」新旧対照表

新	旧
別記4 令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(略)	別記4 令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(略)
1 単位制による定時制の課程	1 単位制による定時制の課程
(1) 一般入学者選抜	(1) 一般入学者選抜
ア～エ (略)	ア～エ (略)
オ 出願の手続	オ 出願の手続
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
(ウ) 個人調査書	(ウ) 個人調査書
現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和4年(2022年)3月31日に満20歳以上の者(平成14年(2002年)4月1日以前に出生した者。以下「 <u>満20歳以上の者</u> 」という。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。	現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和4年(2022年)3月31日に満20歳以上の者(平成14年(2002年)4月1日以前に出生した者。以下「 <u>成人</u> 」という。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。
(エ) (略)	(エ) (略)
カ 入学者の選抜等	カ 入学者の選抜等
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
(ウ) 入学者の選抜	(ウ) 入学者の選抜
前期は個人調査書(満20歳以上の者である出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(満20歳以上の者である出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。	前期は個人調査書(成人の出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(成人の出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。
キ (略)	キ (略)
ク その他	ク その他
(ア) (略)	(ア) (略)

(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は <u>学校教育局学力向上推進課長</u> と協議すること。 (ウ) この要項により難しい場合は、 <u>学校教育局学力向上推進課長</u> と協議すること。 (2) (略) 2～4 (略)	(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は <u>学校教育局高校教育課長</u> と協議すること。 (ウ) この要項により難しい場合は、 <u>学校教育局高校教育課長</u> と協議すること。 (2) (略) 2～4 (略)
--	--

教 学 向 第 2 4 2 号  
 令和4年(2022年)6月15日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

**「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)**

このことについて、別添写しのとおり、各道立高等学校長あて通達したので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)  
 (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

教 学 向 第 2 4 2 号  
 令和4年(2022年)6月15日

札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く  
 各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様  
 (札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、羽幌町立及び大空町立を除く各市町村立中学校長、義務教育学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)**

このことについて、別添写しのとおり、各道立高等学校長あて通達したので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うよう、貴管下中学校及び義務教育学校に周知願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)  
 (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

教 学 向 第 2 4 2 号  
 令和4年(2022年)6月15日

札幌市教育委員会教育長  
 (札幌市立中学校長及び高等学校長)  
 岩見沢市教育委員会教育長  
 (岩見沢市立中学校長及び高等学校長)  
 三笠市教育委員会教育長  
 (三笠市立中学校長及び高等学校長)  
 ニセコ町教育委員会教育長  
 (ニセコ町立中学校長及び高等学校長)

知内町教育委員会教育長様  
(知内町立中学校長及び高等学校長)  
奥尻町教育委員会教育長  
(奥尻町立中学校長及び高等学校長)  
音威子府村教育委員会教育長  
(音威子府村立中学校長及び高等学校長)  
羽幌町教育委員会教育長  
(羽幌町立中学校長及び高等学校長)  
大空町教育委員会教育長  
(大空町立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)**

「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号通知)について、別添写しのとおり改正するので、お知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)  
(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

教 学 向 第 2 4 2 号  
令和4年(2022年)6月15日

各北海道教育大学附属中学校長  
北海道総務部長様  
(各私立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

**「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)**

「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号通知)について、別添写しのとおり改正するので、お知らせします。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)  
(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

写

教 学 向 第 2 4 2 号  
令和4年(2022年)6月15日

各道立高等学校校長様

北海道教育委員会教育長

**「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通達)**

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号北海道教育委員会教育長通達)について、次のとおり改正するので、北海道有朋高等学校の入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

記

1 改正の趣旨

成年年齢を18歳に引き下げることと内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日に施行されたこと、及び北海道教育庁組織規則が令和4年3月31日に改正されたことを踏まえ、標記通達のうち別記4「令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」に係る文言を整理。

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係)

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

別添

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」新旧対照表

新	旧
<p>別記4 令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(略)</p> <p>1 単位制による定時制の課程</p> <p>(1) 一般入学者選抜</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 出願の手続</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人調査書</p> <p>現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和4年(2022年)3月31日に満20歳以上の者(平成14年(2002年)4月1日以前に出生した者。以下「<u>満20歳以上の者</u>」という。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>カ 入学者の選抜等</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 入学者の選抜</p> <p>前期は個人調査書(<u>満20歳以上の者である出願者を除く。</u>)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(<u>満20歳以上の者である出願者を除く。</u>)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク その他</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局<u>学力向上推進課長</u>と協議すること。</p> <p>(ウ) この要項により難しい場合は、学校教育局<u>学力向上推進課長</u>と協議する</p>	<p>別記4 令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項(略)</p> <p>1 単位制による定時制の課程</p> <p>(1) 一般入学者選抜</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 出願の手続</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人調査書</p> <p>現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和4年(2022年)3月31日に満20歳以上の者(平成14年(2002年)4月1日以前に出生した者。以下「<u>成人</u>」という。)が出願する場合は、出願資格が分かる書類(卒業証明書又は卒業証書の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>カ 入学者の選抜等</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 入学者の選抜</p> <p>前期は個人調査書(<u>成人の出願者を除く。</u>)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(<u>成人の出願者を除く。</u>)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク その他</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局<u>高校教育課長</u>と協議すること。</p> <p>(ウ) この要項により難しい場合は、学校教育局<u>高校教育課長</u>と協議する</p>

こと。 (2) (略) 2～4 (略)	こと。 (2) (略) 2～4 (略)
---------------------------	---------------------------